

令和5年9月29日

安曇野市教育委員会

令和5年9月定例会

会 議 議 案

安曇野市教育委員会



<b>議案第 1 号</b>	教育部 学校教育課
令和 5 年 9 月 29 日提出	(課長) 藤澤一渡 (担当) 高橋満

タイトル	安曇野市教育委員会公印規程の一部改正について
決定を要する事項の内容	標記規程の一部改正の可否
要旨	標記規程の様式において押印を省略するため、様式中「㊟」の文字を削るもの
説明	<p>1 改正の趣旨</p> <p>文書の押印又は署名は、主として申請書等の私文書の真正を推定するために求めている。しかし、この規程に基づく様式は、公務員である市の職員が職務として作成し、公印管理者に対して提出するものであり、また、書類の内容や真正は電話等で容易に確認することができる。以上から、公印の利用に関する申請書等に押印や署名を要しないこととし、記名による申請書を認めるため、標記改正を行うもの。</p> <p>この改正により、書類作成の簡略化、及び庁内メールによる申請書等の提出による事務の迅速化を図るもの。</p> <p>2 関係条文</p> <p>○民事訴訟法（平成 8 年法律第 109 号） （文書の成立）</p> <p>第 228 条 文書は、その成立が真正であることを証明しなければならない。</p> <p>2 文書は、その方式及び趣旨により公務員が職務上作成したものと認めるべきときは、真正に成立した公文書と推定する。</p> <p>3 公文書の成立の真否については疑いがあるときは、裁判所は、職権で、当該官庁又は公署に照会をすることができる。</p> <p>4 私文書は、本人又はその代理人の署名又は押印があるときは、真正に成立したものと推定する。</p> <p>5 (略)</p>

○安曇野市教育委員会公印規程（平成17年安曇野市教育委員会告示第1号）

改正後	改正前
<p>(電子計算機による公印) 第12条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 学校教育課長は、前項の規定による申請を承認しようとするときは、政策部<u>行政</u>システム機能が措置されていることを確認しなければならない。</p> <p>4・5 (略)</p>	<p>(電子計算機による公印) 第12条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 学校教育課長は、前項の規定による申請を承認しようとするときは、政策部<u>情報統</u>計課長と協議の上、電子印の不当な使用、破壊等を防止するシステム機能が措置されていることを確認しなければならない。</p> <p>4・5 (略)</p>

様式第2号 (第5条関係)

年 月 日

(宛先) 学校教育課長

課長

公 印 各 種 申 請 書

次のとおり公印を調製・改刻・廃止したいので申請いたします。

名 称	ひな形	
ひな形番号		
寸 法	方 径 縦 メートル	ミリ メートル×横 ミリ
書 体	印 影	
個 数	個	
使用区分		
保管者		
保管場所	部 課	
使用開始・廃止 年月日	使用開始	年 月 日
	使用廃止	年 月 日
備 考		

様式第2号 (第5条関係)

年 月 日

(宛先) 学校教育課長

課長

公 印 各 種 申 請 書

次のとおり公印を調製・改刻・廃止したいので申請いたします。

名 称	ひな形	
ひな形番号		
寸 法	方 径 縦 メートル	ミリ メートル×横 ミリ
書 体	印 影	
個 数	個	
使用区分		
保管者		
保管場所	部 課	
使用開始・廃止 年月日	使用開始	年 月 日
	使用廃止	年 月 日
備 考		

様式第3号 (第8条関係)

年 月 日

(宛先) 学校教育課長

課長

公印影印刷申請書

次のとおり公印影を印刷したいので申請いたします。

公印の名称	印影		
保管者			
ひな形番号			
公印の印刷を要する文書			
公印影寸法	<input type="checkbox"/> ミリメートル	<input type="checkbox"/> 原寸	
印刷数量及び使用期間	・ 印刷数量 枚 (部)	・ 使用期間 年 月 ~ 年 月	
印刷理由			
前回印刷数量	年 月印刷	枚 (部)	
担当者	部 課 名	氏 名	電話 (内線)

様式第3号 (第8条関係)

年 月 日

(宛先) 学校教育課長

課長

公印影印刷申請書

次のとおり公印影を印刷したいので申請いたします。

公印の名称	印影		
保管者			
ひな形番号			
公印の印刷を要する文書			
公印影寸法	<input type="checkbox"/> ミリメートル	<input type="checkbox"/> 原寸	
印刷数量及び使用期間	・ 印刷数量 枚 (部)	・ 使用期間 年 月 ~ 年 月	
印刷理由			
前回印刷数量	年 月印刷	枚 (部)	
担当者	部 課 名	氏 名	電話 (内線)

様式第4号(第11条関係)

年 月 日

(宛先) 学校教育課長

課長

電子印使用申請書

次のとおり電子印を使用したいので申請します。

電子印に使用する公印の名称	
ひな形番号	
電子印の使用を必要とする文書	
電子印の寸法	<input type="checkbox"/> ミリメートル <input type="checkbox"/> 原寸
使用開始年月日	年 月 日
使用理由	
電子印に関する情報の管理方法	
担当者	部
	課
	氏名

【注意事項】申請のときは、電子印を印刷する文書等の見本を1部添付すること。

様式第4号(第11条関係)

年 月 日

(宛先) 学校教育課長

課長

電子印使用申請書

次のとおり電子印を使用したいので申請します。

電子印に使用する公印の名称	
ひな形番号	
電子印の使用を必要とする文書	
電子印の寸法	<input type="checkbox"/> ミリメートル <input type="checkbox"/> 原寸
使用開始年月日	年 月 日
使用理由	
電子印に関する情報の管理方法	
担当者	部
	課
	氏名

【注意事項】申請のときは、電子印を印刷する文書等の見本を1部添付すること。

様式第5号 (第12条関係)

年 月 日

(宛先) 安曇野市教育長

公印保管者  
職・氏名

公 印 事 故 報 告 書

次のとおり公印に事故がありましたので報告いたします。

報告	公印の名称	
	事故年月日	
	事故発生場所	
	事故の内容	
	事故発生時の保管状況	
	処 理 状 況	
学校教育課記入欄	その他の	

様式第5号 (第12条関係)

年 月 日

(宛先) 安曇野市教育長

公印保管者  
職・氏名

公 印 事 故 報 告 書

次のとおり公印に事故がありましたので報告いたします。

報告	公印の名称	
	事故年月日	
	事故発生場所	
	事故の内容	
	事故発生時の保管状況	
	処 理 状 況	
学校教育課記入欄	その他の	

<b>議案第2号</b>	教育部 学校教育課
令和5年9月29日提出	(課長) 藤澤一渡 (担当) 高橋満

タイトル	安曇野市教育委員会の任命に係る会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する訓令の一部改正について
決定を要する事項の内容	標記規程の一部改正の可否
要旨	6カ月を超えない期間で任用する会計年度任用職員の任用については、教育部長の専決事項とするもの。
説明	<p>1 改正の趣旨 現在、会計年度任用職員の任用については教育長の専決となっているが、緊急を要する会計年度任用職員の短期任用を迅速に行うため、市長部局の運用に準じ、教育部長の専決事項とするもの。</p> <p>2 関係条文 ○安曇野市教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則（平成17年教育委員会規則第5号） （専決） 第3条 教育長は、第2条の規定にかかわらず、次に掲げる事項を専決することができる。 （3）職員（県費負担教職員を除く。）の任免及び分限に関すること（重要なものを除く。）。</p> <p>2 （略） 3 （略） 4 教育長は、第1項及び第2項の規定により専決することができる事項を<u>安曇野市教育委員会事務局の職員又は…に専決させることができる。</u></p> <p>○安曇野市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する訓令（令和2年訓令第3号） （任用） 第2条 会計年度任用職員を任用しようとするときは、会計年度任用職員任用伺書（様式第1号）により任用しようとする日の10日前までに<u>所管部長</u>の決裁を受けなければならない。 2 （略）</p>

安曇野市教育委員会訓令第 号

安曇野市教育委員会の任命に係る会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する訓令  
(令和5年安曇野市教育委員会訓令第5号)の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

安曇野市教育委員会  
教育長

第2条第1項中「教育長」の次に「(任用期間が6月を超えない場合にあつては、教育部長)」を加える。

附 則

この訓令は、令和 年 月 日から施行する。

○安曇野市教育委員会の任命に係る会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する訓令（令和5年安曇野市教育委員会訓令第5号）

改正後	改正前
<p>(任用)</p> <p><b>第2条</b> 会計年度任用職員を任用しようとするときは、会計年度任用職員任用何書（様式第1号）により、教育長（<u>任用期間が6月を超えない場合は、教育部長</u>）の決裁を受けなければならない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(任用)</p> <p><b>第2条</b> 会計年度任用職員を任用しようとするときは、会計年度任用職員任用何書（様式第1号）により、教育長の決裁を受けなければならない。</p> <p>2 (略)</p>



<b>議案第3号</b>	教育部 学校教育課
令和5年9月29日提出	(課長) 藤澤 一渡 (担当) 高橋 満

タイトル	令和4年度事業に係る教育事務の点検評価について
決定を要する事項の内容	令和4年度事業に係る教育事務の点検評価の内容の承認
要旨	地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条及び令和5年2月1日付け文部科学省中等教育局初等中等教育企画課通知並びに令和5年5月定例会の承認に基づき、令和4年度事業の点検評価を実施した。これを別冊のとおりまとめたので、承認を求めるもの。
説明	<p>1 概要</p> <p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律は、教育事務について、毎年、管理及び執行の状況の点検・評価を実施し、議会の報告した上で公表する旨を定めており（第26条第1項）、この点検・評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者（以下「外部評価者」）の知見を活用することとしている（同条第2項）。また令和5年2月1日付け文科省通知では、この点検・評価の方法につき地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第5項に規定する「主要な施策の成果に係る説明書類」の作成をもって点検・評価の実施及び議会への報告に代えることができることとされた。以上をふまえ、点検評価を実施し、別冊のとおりとりまとめた。</p> <p>2 経緯</p> <p>(1) 令和5年5月30日教育委員会定例会、文科省通知をふまえた方式による点検評価の実施について承認</p> <p>(2) 8月4日、外部評価者による安曇野市教育委員会の事務の管理及び執行状況の点検及び評価に関する会議を開催</p> <p>(3) 8月中旬～9月中旬、各課において外部評価者の指摘等をふまえて令和4年度事業の振り返りを実施</p> <p>(4) 9月安曇野市議会9月定例会における決算の認定に際し、併せて「主要な施策の成果に係る説明書類」を提出</p>



<b>議案第 4 号</b>	教育部 学校教育課
令和 5 年 9 月 29 日提出	(課長)藤澤 一渡 (担当)堀内 雅文

タイトル	令和 6 年度に安曇野市立小学校で使用する特別支援学級用教科用図書（一般図書）の採択について
決定を要する事項の内容	
要旨	
説明	<p><u>議案第 4 号は、自治体の実施機関等の内部における審議、検討 又は 協議に関する情報で、公にすることにより、率直な意見の交換 又は 意思決定の 中立性が損なわれる おそれのある案件として非公開とします。</u></p>



<b>議案第 5 号</b>	教 育 部 子ども家庭支援課
令和 5 年 9 月 29 日提出	(課長) 山越 寿彦 (担当係長) 赤羽 賢一

タイトル	安曇野市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱の一部改正について
決定を要する事項の内容	安曇野市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱の一部改正の承認
要旨	市内にある病院に市外在住者の子が入院した際、その子の兄弟姉妹に対して一時的な育児援助が行えるよう要綱の一部を改めるもの。
説明	<p>1 改正理由</p> <p>市内には、県立こども病院をはじめ、子どもの療養のための入院施設が複数あり、市外在住者も多く利用している。</p> <p>現在の要綱では、市外在住者は、市内在勤者を除き子の入院によりその兄弟姉妹(「児童」)の一時的な育児支援を受けることができず、入院する子の療養に専念することができない状況となり苦慮していることが病院などを通じ報告されている。</p> <p>以上安曇野市の特性を勘案し、制度の利用基準を拡充し利便性の向上を図るため要綱を改正するもの。</p> <p>なお、支援を行う「児童」は、12歳に達した後最初の3月31日までの間にある者とする。</p> <p>2 施行日 承認後、ただちに施行</p> <p>3 改正内容 別紙のとおり</p>

○安曇野市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱（令和4年安曇野市教委告示第12号）

改正後	改正前
<p>(会員の要件) 第6条 会員は、次の各号に掲げる会員の区分に応じ、当該各号に定める要件に該当する者とする。 (1) 依頼会員 市内に住所又は勤務先を有し、第9条に規定する対象児童を養育する保護者であること。ただし、市外在住の者が当該対象児童の兄弟姉妹の市内医療機関への入院により、一時的に市内に滞在する場合は、市内に住所を有する者とみなす。 (2) 協力会員 市内に住所を有する者で、事業の趣旨を理解した満20歳以上のものであつて、協力会員を対象とした講習を修了したものであること。 (3) (略) (会員の義務) 第8条 前条の登録を受けた会員は、活動上知り得た秘密を漏らしてはならない。退会した後も、また、同様とする。 (助成対象者) 第16条 助成の対象となる者は、市内に住所を有する依頼会員であつて、相互援助活動を利用する日において次の各号のいずれかに該当する世帯に属するものとする。ただし、市税、保育施設等利用者負担額及び国民健康保険税の滞納がある者は、助成の対象としない。 (1)～(5) (略) (交付申請) 第18条 助成金の交付を受けようとする依頼会員（以下「申請者」という。）は、安曇野市ファミリー・サポート・センター事業助成金交付申請書（様式第4号）を次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。 (1) (略) (2) 第16条第5号に該当する者であつて、申請者及び申請者と同一世帯に属する者が、その年（1月1日から3月31日の間に申請する場合は、前年）の1月1日において市内に住所を有しなかつたときは、当該年度の市町村民税の課税状況を明らかにすることができる証明書</p>	<p>(会員の要件) 第6条 会員は、次の各号に掲げる会員の区分に応じ、当該各号に定める要件に該当する者とする。 (1) 依頼会員 市内に住所または勤務先を有し、第9条に規定する児童を養育する保護者であること。 (2) 協力会員 市内に住所を有する者で、事業の趣旨を理解した満20歳以上の者であつて、協力会員を対象とした講習を修了した者であること。 (3) (略) (会員の義務) 第8条 第7条の登録を受けた会員は、活動上知り得た秘密を漏らしてはならない。退会した後も、また、同様とする。 (助成対象者) 第16条 助成の対象となる者は、市内に住所を有する依頼会員であつて、相互援助活動を利用する日において次の各号のいずれかに該当する世帯に属する者とする。ただし、市税、保育施設等利用者負担額及び国民健康保険税の滞納がある者は、助成の対象としない。 (1)～(5) (略) (交付申請) 第18条 助成金の交付を受けようとする依頼会員（以下「申請者」という。）は、安曇野市ファミリー・サポート・センター事業助成金交付申請書（様式第4号）を次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。 (1) (略) (2) 第17条第1項第5号に該当する者であつて、申請者及び申請者と同一世帯に属する者が、その年（1月1日から3月31日の間に申請する場合は、前年）の1月1日において市内に住所を有しなかつたときは、当該年度の市町村民税の課税状況を明らかにすることができる証明書</p>

改正後	改正前
(3)・(4) (略) 2・3 (略)	(3)・(4) (略) 2・3 (略)



<b>議案第6号</b>	教育部 各課
令和5年9月29日提出	

<b>タイトル</b>	共催・後援依頼について																	
決定を要する事項の内容	教育委員会の共催・後援依頼についての協議																	
要旨	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">課名</th> <th style="text-align: center;">共催</th> <th style="text-align: center;">後援</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">学校教育課</td> <td style="text-align: center;">1件</td> <td style="text-align: center;">2件</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">生涯学習課</td> <td></td> <td style="text-align: center;">3件</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">文化課</td> <td></td> <td style="text-align: center;">3件</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">子ども家庭支援課</td> <td></td> <td style="text-align: center;">1件</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(詳細 別紙)</p>			課名	共催	後援	学校教育課	1件	2件	生涯学習課		3件	文化課		3件	子ども家庭支援課		1件
課名	共催	後援																
学校教育課	1件	2件																
生涯学習課		3件																
文化課		3件																
子ども家庭支援課		1件																
<p>○安曇野市教育委員会の共催及び後援等に関する取扱基準【抜粋】 (定義)</p> <p>第2条 この基準における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 行事 講演会、演奏会、展覧会等の集会、体育大会等の催し物をいう。</p> <p>(2) 共催 行事の企画又は運営に参加し、共同主催者としての責任の一部を負担することをいう。</p> <p>(3) 後援 行事の趣旨に賛同し、名義の使用を承認することをいい、責任の負担はしないことをいう。</p> <p>(審査基準)</p> <p>第3条 教育委員会は、次の各号に掲げるいずれかの団体が主催する行事は、共催又は後援するものとする。</p> <p>(1) 国又は地方公共団体</p> <p>(2) 学校又は学校の連合体</p> <p>2 教育委員会は、前項の団体以外が主催する場合は、次に掲げる事項を満たすことが明らかに確認できるものに限り、共催又は後援をするものとする。</p> <p>(1) 行事の内容が教育、学術、文化及びスポーツの普及向上に寄与するものであること。</p> <p>(2) 公益性のあるもので営利を目的としないものであること。</p> <p>(3) 政治活動又は宗教活動と認められないものであること。</p> <p>(4) 参加者等の参集予定範囲が市内全域又はそれ以上であること。</p> <p>(5) 入場料、参加料、出品料等の経費を主催者が徴収するものについては、その経費の算出等について配慮がなされており、営利事業的なものでないこと。</p> <p>(6) 団体内の親睦等が主たる目的ではないこと。</p> <p>(教育長の専決範囲)</p> <p>第4条 後援の承認について、教育長が専決できる行事は次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 前条第1項に規定する行事</p> <p>(2) 過去に教育委員会が承認した行事（団体又は行事が、前条第2項の規定を満たしているか判断し難いものは除く。）</p>																		



教育部生涯学習課共催・後援台帳(令和5年度9月定例会協議事項)

件名	申請者	主催者(団体)	種別	申請理由	申請日	開催日	会費	開催目的(趣旨)	開催内容	R4	R3	R2	所管課意見	備考
令和5年度長野県スポーツ推進委員協議会	長野県スポーツ推進委員協議会 会長 松井元	長野県スポーツ推進委員協議会	後援	スポーツ推進委員は、地域の生涯スポーツにおいて支援、指導活動など重要な役割を担っている。今年度は、そのスポーツ推進委員の研鑽の場であり、さらなる地域スポーツの発展を図るため。	8月25日	令和5年10月21日(土)	ANCA(安曇野市総合体育館)	県下スポーツ推進委員の参集を得て、中町村におけるスポーツの推進に關する諸問題について協議し、広く認知されるように、スポーツ推進委員の資質向上を図る。	・「地域スポーツ」に関する基礎講演・分科会 ・参加料 1人 2,500円	-	-	-	基準第3条第2項により可	-
家事と家計のひろば	松本友の会 隣藤道子	松本友の会	後援	・各施設に広くチラシを置いてもらうため ・生活を豊かにする家事について学ぶことが生涯学習として大切であるため	9月15日	令和5年11月25日(土)～ 11月26日(日)	松本友の家	家計簿の大切さや、子育て・健康・衣食住の家事のヒントを伝える	家計や家事の展示・相談 コーナー・ワークシヨップ	-	-	-	基準第3条第2項により可	2022(令和4)年「家事と家計の講習会」後援有り
第5回長野県ダンススポーツ大会	長野県ダンススポーツ連盟 百瀬 芳正	長野県ダンススポーツ連盟	後援	ダンススポーツを通じて生涯学習を推進するため。 また、小学生から高校生の出場があり、ダンススポーツを通じて青少年の健全育成を図るため。	9月26日	令和5年10月29日(日)	ANCA(安曇野市総合体育館)	ダンススポーツ選手の心身の健全発達と健康維持増進、ジュニア選手の育成(将来の国体選手発掘)	ダンススポーツ競技(級別戦、ジュニア戦)	-	-	-	基準第3条第2項により可	-

教育部 文化課 共催・後援台帳(令和5年度 9月定例会協議事項)

件名	申請者	主催者(団体)	種別	申請理由	申請日	開催日	承認(専決)	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R4	R3	R2	所管課意見
つながるサーカスキャラバン	医療法人社団オレオン	理事長 紅谷浩之	後援	市内小中学校、公共施設に広く周知し、多くの方に知っていただきたいため。	8月5日	令和5年10月9日(月)～12月24日(日)		安曇野市(豊科小学校・豊民豊科運動広場) 軽井沢町(中軽井沢図書館・ほっちのロッヂ) 松本市(信毎メディアセンター) 佐久市(交流文化会館浅科)	医療見ヶア・重度心身障害のある子どもたちの表現機会を拡大するため。	・気球搭乗体験とサーカス空中芸の体験ワークショップ(安曇野市・軽井沢町) ・市民参加型サーカス公演の開催(松本市、佐久市) 参加料:無料～2,000円	-	-	-	基準第9条第2項により可
渡邊忠展「EMPTY No.23」	EMPTYWORK cooperation Association	渡邊忠	後援	展覧会を通して、美術の多様性を感じる機会として、安曇野市の多くの方に展覧会を知っていただくため。	9月1日	令和5年11月12日(日)～12月5日(火)		豊科近代美術館	現代美術を多くの安曇野市民の方々に知って頂き、美術の多様性を感じて頂きたいため。	渡邊忠による作品展示と、トークイベント、パフォーマンスを行う。 入場無料	-	-	-	基準第3条第2項により可
安曇節パネル展	有明山語りの会	吉澤玄秀	後援	郷土民謡安曇節は松川村の宝であり、松本平～安曇平の宝であるため、観光資源につなげたい。また、活動を通して、未来に大糸線の旅を残したい。	9月12日	令和5年9月30日(土)～10月9日(月)		池田町東山包美術館(安曇野東山包美術館)	郷土民謡安曇節の次世代への継承と、地域づくり活動として大糸線の旅を未来へ残すため。	安曇節に関わるパネル展示 入場無料	-	-	-	基準第3条第2項により可

子ども家庭支援課 共催・後援台帳(令和5年度9月定例会協議事項)

件名	申請者	主催者	種別	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R 4	R 3	R 2	所管課 意見
2023年度あすなろ U-10バレーボール 交流大会	安曇野小学生バレー ボール連盟 森哲夫	一般財団法人長野 県バレーボール連 盟・長野県小学生 バレーボール連盟	後 援	教育委員会の後援によ り本事業が青少年健全 育成に関わるものと認 識してもらうため。	9月6日	令和5年11 月18日 (土)・19日 (日)	明科体育館・豊科南小 学校体育館・堀金小学 校体育館	教育的な環境のもとにバレーボ ールを通じてスポーツへの意識向上。 バレーボールによって小学生の体 力向上と体力養成につとめる。	バレーボール大会。 参加料：1チーム2,000円	-	-	-	基準第3 条第2項 により可



<b>報告第1号</b>	教育部 学校教育課
令和5年9月29日提出	(課長)藤澤一渡 (担当係長)中田吉成

タイトル	令和4年度(明許繰越)三郷小学校長寿命化改良工事に係る請負契約について
要旨	三郷小学校長寿命化改良工事実施に伴う請負契約について、建築主体工事の契約を締結したことを報告するもの。
	<p>1 三郷小学校概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築年度 昭和44年度</li> <li>・ 敷地面積 38,385 m<sup>2</sup></li> <li>・ 床面積 12,072 m<sup>2</sup></li> </ul> <p>2 工事概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 躯体：外壁、内装の塗装、及び屋根の保護対策工事</li> <li>・ 機械設備：①給排水設備更新 ②電気設備更新</li> <li>・ エネルギー対策：①複層窓の導入 ②LED化</li> <li>・ その他：①教室配置の見直し ②建具改修</li> </ul> <p>3 工事期間及び対象校舎</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工期 令和5年9月から令和8年2月 (R5年度～7年度)</li> <li>・ 令和5年度(Ⅰ期工事)特別教室棟 452 m<sup>2</sup></li> <li>・ 令和6年度(Ⅱ期工事)3、4年生棟、図書室ほか 3,242 m<sup>2</sup></li> <li>・ 令和7年度(Ⅲ期工事)1、6年生棟、職員室ほか 3,138 m<sup>2</sup></li> </ul> <p>4 契約</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 請負業者：北野建設(株)、山共建設(株)JV</li> <li>・ 請負金額：1,265,000千円 (税抜1,150,000千円)</li> <li>・ 9月5日入札により落札、仮契約の後9月22日の本会議において議案提出、可決され契約となりました。</li> </ul> <p>5 その他</p> <p>仮設校舎はリースで契約し、8月から設置工事を開始しています。</p>



<b>報告第2号</b>	教育部 学校教育課
令和5年9月29日提出	(課長)藤澤一渡 (担当)矢野 司

タイトル	安曇野市中学生議会の実施について
報告を要する事項の内容	中学生議会の開催日時・内容について
要旨	中学生が、ふるさと「安曇野」について学ぶ中で感じた市の課題について質問・提言し、主権者としての意識を高めるため、中学生議会を開催する。
説明	<p>1 日程 令和5年11月23日(木・祝日)</p> <p>2 時間 午後1時00分～午後4時20分</p> <p>3 場所 安曇野市役所 本庁舎3階 議場</p> <p>4 内容  (ア) 市内中学校より代表チームを公募し、4校により実施する。  (イ) 議場入りする中学生議員は、各チームから2・3名を選出。  (ウ) 学年は問わない。  (エ) 市内中学校では「地域に関わる探究的な学び」を実施し、文化祭に向けて準備している。この延長線上に位置付ける。  (オ) 授業で行ってきた研究の発表と市への提言を行う。  (カ) 文化祭での映像や写真を使った発表を議会でも行えるようにする。ただし、質問(提言部分)は口頭で行う。</p> <p>5 質問  (ア) 市への質問・提言内容(通常のお知らせ)は、10月10日(火)までに各校より提出される予定。すみやかに担当部へ送付する。  (イ) 中学生の質問は、提言型とする。</p> <p>6 答弁  (ア) 答弁書は、10月31日(火)までに作成。  (イ) 答弁書は、市長、副市長または教育長が総括的な答弁を行い、その後各部長から具体的な答弁を行う。</p>

	(ウ) 答弁書の理事者レクを行う（11月7日午後1時30分からを予定）。
--	--------------------------------------

## 令和5年度 安曇野市中学生議会実施要領

### ～ふるさと「安曇野」の未来を考える中学生議会～

#### 1 目的

ふるさと「安曇野」について、総合的な学習の時間やその他教科学習で培った見方・考え方や探究的な取り組みの学習成果の発表の場として、中学生議会を位置づける。自然、産業、生活、福祉、教育などの分野について、よりよいまちづくりに向け提言を行うことを通して、主権者としての意識を高め、郷土への愛着と誇りをもつ。

#### 2 日時 11月23日（木） \* 勤労感謝の日

#### 3 参加者

##### (1) 生徒

- ・市内中学校生徒 各学校より代表チームを公募する。  
\* 令和5年度参加校：穂高西中学校、明科中学校、豊科南中学校、豊科北中学校
- ・当日議場入りする者は、代表チームから選出した中学生議員2、3名とする。
- ・学年は問わない。地域に関わる探究的な学びのまとめを文化祭に向けて準備していく段階から、議会提言も視野に入れていくようにする。

##### (2) 市関係者

- ・議会当日 市長、副市長、教育長、各部長等

##### (3) 事務局

安曇野市教育委員会事務局学校教育課 教育指導室

#### 4 校長会への依頼

4月10日（月）の校長会において、中学生議会の実施について依頼

#### 5 日程

日程	内容
4月10日（月）	・校長会で周知
6月上旬	・ポスターを通して、改めて中学生議会の募集をかける。
7月下旬まで （1学期末を目安に）	・希望のある生徒はチームを編成して担任に申し出る。 * 複数申し出があった場合、各校で1チームを決め出す。
7月28日（金）まで	・各校代表チームの決定。その中から中学生議員の選出 * 各校参加が決定したチームについては、教頭先生を通じて教育指導室矢野までメールにて連絡をお願いします。
9月1日（金）まで	・各代表チーム「発表テーマ」を提出
9月下旬～10月上旬	・各中学校文化祭
9月20日（水）	・安曇野市部長会で本年度の計画を各部長と共有（矢野）
10月10日（火）まで	・各チームの「発表資料」（原稿）および「質問・提案書」を提出（各中学）
10月13日（金）	・提出された「質問・提案書」を答弁担当部局へ（部長レク：課長、矢野）

10月31日(火)	・各部署で、通告書と読み原稿をもとに、答弁書を作成
11月1日の週	・教育長レクを実施
11月13日の週	・市長レクを実施(教育部で計画)
11月23日(木)	・午前中リハーサル、午後の本会議

## 5 確認事項

### (1) 発表資料および「質問・提案書」の作成について

- ・地域に関わる探究的な学びの内容を紹介については文化祭等で活用したスライド資料(パワーポイント等)を使用することができる。学習した内容から生まれた提案(もっとこんなふうになればよいと思う)や質問については、口頭で述べることになる。
- ・中学生議員の発表資料および「質問・提案書」については、自校の担当教諭を通じて、市教委へ10月10日(火)までに提出ください。

### (2) 学校での指導

- ・発表資料や「質問・提案書」の作成については、各校の担当教諭が目を通し、助言・指導などしていただけるとありがたい。
- ・議会当日での発表を想定して支援をお願いしたい。

### (3) 議員の選出について

- ・個人ではなく各学校の代表チームとする。当日は代表者(2、3名)が中学生議員として議場入りし、チームの他のメンバーは傍聴席や別室にて視聴の形で参加も可能。

### (4) 数多くの方に中学生議会議を傍聴して頂くために

- ・庁舎4階大会議室でのパブリックビューイング、およびケーブルテレビ(あづみのTV)の生中継を予定している。

### (5) 個人情報等の対応について(保護者の方へ)

- ・広報をはじめ、各種メディアによる取材があるので、生徒が写真や名前の掲載について、何か不都合のある場合は、事前に事務局までご連絡ください。

期日：令和5年11月23日（木）

時間：午後1：00～午後4：20

場所：安曇野市役所 3階 議場

（議会の様子を4階大会議室でも放映）

市内中学生の若い目線による斬新な発想やアイデアを今後の市政に活かすと共に、  
中学生が主権者の立場で政治への関心を高められるようにするため中学生議会を開催します。

～ふるさと「安曇野」の未来を考える中学生議会～

令和5年度 安曇野市

中学生議会  
を開催します！

みなさんがふるさと「安曇野」について学習してきたことを、中学生議会を通して、発信してみませんか。

・当日は、各学校の代表チーム（2、3名）が中学生議員として議場入りし、地域に関わる探究的な学びの内容を発表・提言していただきます。

【お問い合わせ先】

安曇野市教育委員会 学校教育課

〒399-8281 安曇野市豊科 6000 番地

TEL0263-71-2461 FAX 0263-71-2338



<b>報告第3号</b>	教育部 学校給食課
令和5年9月29日提出	(課長) 西澤 弘修 (担当係長) 柴田 裕佳

タイトル	令和5年度(債務負担行為)堀金学校給食センター設備更新事業 厨房機器等更新工事請負契約について
要旨	堀金学校給食センターの厨房機器等の更新工事に伴う請負契約を締結したので、報告するもの。
	<p>1 堀金学校給食センターの概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築年等 平成17年3月 鉄筋コンクリート造平屋建て</li> <li>・ 敷地面積 1680.20 m<sup>2</sup></li> <li>・ 延床面積 752.16 m<sup>2</sup></li> </ul> <p>2 工事概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 搬入口(仮ホーム)工事、厨房機器更新、ボイラー更新、キュービクルの追加設置、照明の更新、配管、配線工事、内部建具の更新、外壁の補修等</li> </ul> <p>3 工事期間</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和5年9月22日～令和6年9月4日</li> </ul> <p>4 契 約</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 請負業者：吉川建設(株)、丸山硝子(株)JV</li> <li>・ 請負金額：339,570千円(税抜308,700千円)</li> <li>・ 9月5日入札により落札、仮契約の後9月22日の議会本会議において議案提出、可決され契約となりました。</li> </ul> <p>5 その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 堀金学校給食センターの工事期間中の給食の提供は次のとおり。 堀金小学校を中部学校給食センターで提供する 堀金中学校を北部学校給食センターで提供する</li> </ul>



<b>報告第4号</b>	教育部 子ども家庭支援課
令和5年9月29日提出	(課長) 山越 寿彦 (担当係長) 赤羽 賢一

タイトル	安曇野市地域子育て支援拠点事業実施支援補助金交付要綱の制定について
決定を要する事項の内容	標記要綱を制定したことを報告するもの。
要旨	子育て中の親子に居場所を提供する事業者を支援するため、補助金制度を新設し、交付要綱を定める。
説明	<p>1 制定理由 子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安や悩みを相談できる子育て支援の拠点施設を提供する事業者を支援することで、養育者の育児にかかる心身の負担軽減及び子どもの健やかな育ちを促進することを目的とする。</p> <p>2 概要 国が実施する「地域子育て支援拠点事業実施要綱」の基準を緩和し、将来的に同制度に移行する準備期間として補助金制度を構築。(別図1) 市内に拠点となる場所を有する事業者が、子育て親子を対象に実施する補助対象事業に要する経費について、1施設当たり年額500,000円を上限とし、3年度連続した期間を補助する。</p> <p>3 施行日 令和5年9月22日</p> <p>4 募集期間 令和5年10月2日から11月10日まで</p> <p>5 交付決定 令和5年11月中旬</p> <p>6 補助金交付要綱 別紙のとおり</p>

# 地域子育て支援拠点整備促進計画

## 背景

- ・3歳未満の約6～7割は家庭で子育て
- ・核家族化、地域のつながりの希薄化
- ・自分の生まれ育った地域以外での子育ての増加
- ・男性の子育ての関わりが少ない
- ・児童数の減少

## 課題

- ・子育てが孤立化し、子育ての不安感、負担感
- ・子どもの多様な大人・子どもとの関わり
- ・地域の減
- ・地域や必要な支援とつながらない

## 地域子育て支援拠点の設置

子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場を提供。  
補助金交付により児童館以外の地域に根付いた地域子育て支援拠点設置に向けた取り組みとして補助金を交付し、事業促進を図る。

## ① 地域子育て支援拠点事業実施支援補助金

※市単独の制度

### 【運営支援補助】

- ・実施場所：公共施設、空き店舗、公民館、児童福祉施設ほか、子育て親子が集うのに適した場所
- ・対象事業：地域子育て支援拠点事業の4つの基本事業（右記）
- ・対象団体：社会福祉法人、NPO法人、その他市長が認めた団体で、次のすべての条件に該当する団体
  - ① 4つの基本事業のうち、①のほか1つ以上を実施
  - ② 週3日以上、1日概ね3時間以上開設
  - ③ 延べ利用親子数が概ね週10組以上
  - ④ 知識・経験を有する者が1名以上従事
- ・補助金額：総事業費から対象事業による収入を減じて得た額（上限50万円）

## ② 地域子育て支援拠点事業（委託または補助事業）

※国・県・市の補助制度

【一般型】公共施設、空き店舗、保育所等に常設の地域の子育て拠点を設け、地域の子育て支援機能の充実を図る取り組みを実施

### 4つの基本事業

- ① 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進
- ② 子育て等に関する相談、援助の実施
- ③ 地域の子育て関連情報の提供
- ④ 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施

実施形態：ひろば型（常設ひろばを開設し親子が気軽に集い、相互交流を図る場を提供）  
 実施主体：市町村（社会福祉法人、NPO法人、民間事業者等へ委託等可）  
 開設日数：週3日以上／1日5時間以上  
 従事者：知識・経験を有する専任の者2名以上  
 補助基準額：年額4,199,000円（一般型）  
 （国・県・市 各1/3）

安曇野市地域子育て支援拠点事業実施支援補助金交付要綱を次のように定める。

令和 年 月 日

安曇野市長 太田 寛

安曇野市地域子育て支援拠点事業実施支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、子育て親子が気軽に集い、打ち解けた雰囲気の中で相互の交流を行う場所（以下「拠点」という。）を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行うものに対し、予算の範囲内で安曇野市地域子育て支援拠点事業実施支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、安曇野市補助金等交付規則（平成17年安曇野市規則第41号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「子育て親子」とは、主としておおむね3歳未満の児童及びその保護者をいう。

(対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「対象事業」という。）は、地域子育て支援拠点事業実施要綱（平成26年5月29日付け雇児発0529第18号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。以下「国要綱」という。）第4の第1号アに規定する子育て親子の交流の場の提供と交流の促進及び同号に規定する次の各号に掲げる取組のいずれか1つ以上を1日につき3時間以上実施するものとする。

- (1) 子育て等に関する相談又は援助の実施
- (2) 地域の子育て関連情報の提供
- (3) 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施（月1回以上行うものに限る。）

(対象団体)

第4条 補助金の交付の対象となるものは、市内に主たる事務所を置く社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人又はこれらに準ずるものとして市長が認める団体等であって、次に掲げる全ての要件に該当するものとする。

- (1) 同一の拠点に係る対象経費について、国要綱に基づく補助、他の地方公共団体からの補助その他のこれに類するものの交付を受けていないこと。
- (2) 法人税、消費税、地方消費税及び市税に滞納がないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団と密接な関係を有する団体でないこと及びその団体等に所属する者が同条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (4) 代表者又は役員が禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又は執行を受けることがなくなるまでの者ではないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）による手続をしているものでないこと。

(6) 宗教活動又は政治活動を主たる目的としているものでないこと。

(対象経費等)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「対象経費」という。）、交付要件及び補助金額は、次の表のとおりとする。

対象経費	交付要件	補助金額
<p>対象事業を実施するために要する次に掲げる経費とする。</p> <p>(1) 人件費（賃金、報償費等）</p> <p>(2) 交通費</p> <p>(3) 需用費（消耗品費、光熱水費、燃料費、印刷製本費等（飲食に要する経費を除く。））</p> <p>(4) 役務費（保険料、通信運搬費等）</p> <p>(5) 委託費</p> <p>(6) 使用料及び賃借料</p> <p>(7) 工事費及び原材料費</p> <p>(8) 備品購入費</p> <p>(9) その他市長が必要と認めた経費</p>	<p>(1) 市内において、次に掲げる要件のいずれにも該当する場所に拠点を開設すること。</p> <p>ア 公共施設、空き店舗、公民館、児童福祉施設、医療施設その他の子育て親子が集う場として適した場所であること。</p> <p>イ 対象事業を継続的に実施する単一の場所であって、その周辺に拠点となり得る他の場所がないこと。</p> <p>ウ おおむね10組の子育て親子が一度に利用しても差し支えない程度の広さ（約40平方メートル以上）を有すること。</p> <p>エ 授乳場所、流し台、ベビーベッド、遊具その他の子育て親子が利用するために必要な設備を有すること。</p> <p>オ おおむね3年以上継続して対象事業の実施が可能であると見込める場所であること。</p> <p>カ 建築基準法施行令の一部を改正する政令（昭和55年政令第196号）による改正後の建築基準法施行令（昭和25年政令第388号）に定める耐震基準に適合している場所であること。</p> <p>(2) 原則として週3日以上、かつ、1日3時間以上拠点を開設すること。</p> <p>(3) 利用する子育て親子の数がおおむね週10組以上を見込めること。</p> <p>(4) 次のいずれかに該当する者を拠点に1人以上配置すること。</p> <p>ア 保育士資格を有する者</p> <p>イ 幼稚園教諭免許を有する者</p> <p>ウ 看護師免許を有する者</p>	<p>1拠点当たり、次の各号に掲げる額のうちいずれか少ない額（1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）とする。</p> <p>(1) 対象事業の実施に要した対象経費の合計額から、当該対象事業に係る寄附金その他の収入額を控除した額</p> <p>(2) 50万円。ただし、対象事業実施月（1月のうち、週3日以上、かつ、1日3時間以上拠点を開設した月をいう。）が12月に満たない場合は、50万円に対象事業実施月数を乗じて得た額を12で除して得た額。</p>

	エ 保健師免許を有する者 オ その他子育ての知識と経験を有する者	
--	-------------------------------------	--

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとするものは、市長が別に定める期日までに、安曇野市補助金等交付規則第3条の規定による補助金等交付申請書に、次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。ただし、添付書類については、市長がその必要がないと認めたときは、省略することができる。

- (1) 申請団体の概要書（様式第1号）
- (2) 事業実施計画書（様式第2号）
- (3) 設置場所及び設置施設の概要等（様式第3号）
- (4) 職員配置状況（様式第4号）
- (5) 所要額調書（様式第5号）
- (6) 誓約書（様式第6号）
- (7) 当該年度の収支予算（見込）書
- (8) 法人格のない団体については規約
- (9) その他市長が必要とする書類

2 同一の拠点について行う前項の申請は、3年を上限（当該拠点について初めて申請を行った日の属する年度から連続して申請を行う場合に限る。）とする。

(実績報告)

第7条 交付決定を受けたものは、対象事業の完了した日から起算して1月を経過した日又は交付決定を受けた日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、安曇野市補助金等交付規則第10条の規定による補助事業等実績報告書に、次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 所要額調書（様式第7号）
- (2) 事業実績報告書（様式第8号）
- (3) 職員配置状況（様式第9号）
- (4) 当該年度の収支決算（見込）書
- (5) 領収書の写しその他収支の事実を証する書類
- (6) その他市長が必要とする書類

(書類の整備等)

第8条 補助金の交付を受けたものは、補助金の経理についての帳簿を備え、補助金とそれ以外の経理とを明確に区分し、その収支の状況を帳簿に記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 前項の規定による帳簿及び関係書類は、対象事業の完了した日の属する年度の翌年度から5年間保管しておかなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年10月1日から施行し、令和5年度分の補助金から適用する。



3 事業の内容

具体的な事業内容を記載してください。

事業名	実施予定状況	
	開設日：毎週（ ）曜日・その他（ ）曜日	（ ）曜日・その他（ ）曜日
(1) 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進	開設時間：（ ） 交流促進の工夫：（ ） 実施内容：（ ） 予定利用人数： 人（保護者 人、子ども 人）	
(2) 子育て等に関する相談、援助の実施	面接相談：月・週 回 電話相談：月・週 回 実施内容： 回	
(3) 地域の子育て関連情報の提供	□地域子育て支援センター □保育所 □子育て関連の行事等 □家庭保育室 □ファミリー・サポート・センター □ベビーシッター □一時保育 □病児保育 □医療機関 □子育てサークル □保健センター、保健所の行事等 □その他（ ）	
(4) 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施	講習会等の実施予定回数： 回 実施内容	実施回数 主な内容
	開催月	
	4月	回
	5月	回
	6月	回
	7月	回
	8月	回
	9月	回
	10月	回
	11月	回
	12月	回
	1月	回
	2月	回
	3月	回
	その他（ ）	
(5) 利用料金等	会費等（徴収する場合）	円
	利用料金等（徴収する場合）	円

(6) 広報の方法	□専用看板等（設置済のものを含む。） □チラシ等の配布（現物を添付すること。） □専用ホームページ（開設済のものを含む。） □その他（ ）
(7) 年間を通して重点的に取り組むテーマや実施事業等（主なものを3点）	取組 取組の具体的な内容



3 施設平面図

4 設置状況（予定）等の分かる現況写真

平面図

写真を貼付してください。

写真を貼付してください。

※1/200程度の平面図にすること。  
※駐車場がある場合は、平面図に区画ごと記入すること。

職員配置状況（予定）

氏名（年齢）	勤務形態	採用年月日	従事時間	資格の所持	研修等の受講歴
	勤務時間				
	時分～時分		(月・火・水・木・金・土・日) ( ~ )	1保育士 2幼稚園教諭 3看護師 4保健師 5その他( )	主催者 研修会名
	時分～時分		(月・火・水・木・金・土・日) ( ~ )	1保育士 2幼稚園教諭 3看護師 4保健師 5その他( )	主催者 研修会名
	時分～時分		(月・火・水・木・金・土・日) ( ~ )	1保育士 2幼稚園教諭 3看護師 4保健師 5その他( )	主催者 研修会名
	時分～時分		(月・火・水・木・金・土・日) ( ~ )	1保育士 2幼稚園教諭 3看護師 4保健師 5その他( )	主催者 研修会名
	時分～時分		(月・火・水・木・金・土・日) ( ~ )	1保育士 2幼稚園教諭 3看護師 4保健師 5その他( )	主催者 研修会名

- (注) 1 「勤務形態」欄には、常勤、非常勤の別を記入すること。  
 2 「採用年月日」欄には、施設の専任職員として勤務することになった年月日を記入すること。  
 3 「従事時間」欄には、上欄に専任として従事する曜日に○を付し、下欄にその勤務時間を記入すること。  
 4 「資格の所持」欄には、該当する項目に○を付すこと。  
 5 「研修等の受講歴」欄には、子育て支援に係る研修等の受講歴について記入すること。  
 6 記載枠が不足する場合は、適宜追加すること。

所要額調書（申請）

(施設名称) \_\_\_\_\_

(単位：円)

	支出額 A	寄附金その他の 収入額 B	差引額 (A-B) C	補助基準額 D	選定額 (CとDを比較して 少ない方の額) E	備考
一般型 (常勤・非常勤 日型)						

選定額は1,000円未満を切り捨てること。

様式第6号（第6条関係）

# 誓約書

年 月 日

(宛先) 安曇野市長

安曇野市地域子育て支援拠点事業実施支援補助金の交付を申請するに当たり、現在、下記の全ての要件を満たしており、対象事業実施期間及び補助事業終了後の5年間についても、これを維持することを誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることにあつても異議は一切申し立てません。

団体所在地 .....

団体名 .....

代表者氏名 (自署) .....

<input type="checkbox"/>	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団と密接な関係を有する団体でないこと。
<input type="checkbox"/>	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員に該当する者が申請団体にいないこと。
<input type="checkbox"/>	代表者又は役員が禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又は執行を受けることなくなるまでの者でないこと。
<input type="checkbox"/>	会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）による手続をしている法人でないこと。
<input type="checkbox"/>	宗教活動又は政治活動を主たる目的としていないこと。
<input type="checkbox"/>	法人税、消費税、地方消費税及び市税を滞納していないこと。

※自主申告により各項目へ☑を記入してください。

（施設名称）

（単位：円）

	支出額 A	寄附金その他の 収入額 B	差引額 (A-B) C	補助基準額 D	選定額 (CとDを比較して 少ない方の額) E	備考
一般型 (常勤・非常勤 日型)						

選定額は1,000円未満を切り捨てること。



(5) 利用料金等	会費等 (徴収した場合)	円
	利用料等 (徴収した場合)	円
(6) 広報の方法	<input type="checkbox"/> 専用看板等 (設置済のものを含む。) <input type="checkbox"/> チラシ等の配布 (現物を添付すること。) <input type="checkbox"/> 専用ホームページ (開設済のものを含む。) <input type="checkbox"/> その他 ( )	
(7) 年間通して重点的に取り組んだテーマや事業等 (主なものを3点)	取組	実施状況
		良い・普通・悪い
		良い・普通・悪い
		良い・普通・悪い

職員配置状況（実績）

氏名（年齢）	勤務形態	採用年月日	従事時間	資格の所持	研修等の受講歴
	勤務時間				
	時 分～ 時 分		(月・火・水・木・金・土・日) ( ~ )	1 保育士 2 幼稚園教諭 3 看護師 4 保健師 5 その他 ( )	主催者 ----- 研修会名
	時 分～ 時 分		(月・火・水・木・金・土・日) ( ~ )	1 保育士 2 幼稚園教諭 3 看護師 4 保健師 5 その他 ( )	主催者 ----- 研修会名
	時 分～ 時 分		(月・火・水・木・金・土・日) ( ~ )	1 保育士 2 幼稚園教諭 3 看護師 4 保健師 5 その他 ( )	主催者 ----- 研修会名
	時 分～ 時 分		(月・火・水・木・金・土・日) ( ~ )	1 保育士 2 幼稚園教諭 3 看護師 4 保健師 5 その他 ( )	主催者 ----- 研修会名
	時 分～ 時 分		(月・火・水・木・金・土・日) ( ~ )	1 保育士 2 幼稚園教諭 3 看護師 4 保健師 5 その他 ( )	主催者 ----- 研修会名

- (注) 1 「勤務形態」欄には、常勤、非常勤の別を記入すること。  
 2 「採用年月日」欄には、施設の専任職員として勤務することになった年月日を記入すること。  
 3 「従事時間」欄には、上欄に専任として従事する曜日に○を付し、下欄にその勤務時間を記入すること。  
 4 「資格の所持」欄には、該当する項目に○を付すこと。  
 5 「研修等の受講歴」欄には、子育て支援に係る研修等の受講歴について記入すること。  
 6 記載枠が不足する場合は、適宜追加すること。



<b>報告第5号</b>	教育部 各課
令和5年9月29日提出	

<b>タイトル</b>	後援依頼の教育長専決の報告について		
<b>報告を要する事項の内容</b>	教育長専決に伴う報告		
<b>要旨</b>	課名	後援	(詳細別紙)
	学校教育課	2件	
	生涯学習課	4件	
	文化課	4件	
	子ども家庭支援課	1件	
<p>○安曇野市教育委員会の共催及び後援等に関する取扱基準【抜粋】 (定義)</p> <p>第2条 この基準における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 行事 講演会、演奏会、展覧会等の集会、体育大会等の催し物をいう。</p> <p>(2) 共催 行事の企画又は運営に参加し、共同主催者としての責任の一部を負担することをいう。</p> <p>(3) 後援 行事の趣旨に賛同し、名義の使用を承認することをいい、責任の負担はしないことをいう。</p> <p>(審査基準)</p> <p>第3条 教育委員会は、次の各号に掲げるいずれかの団体が主催する行事は、共催又は後援するものとする。</p> <p>(1) 国又は地方公共団体</p> <p>(2) 学校又は学校の連合体</p> <p>2 教育委員会は、前項の団体以外が主催する場合は、次に掲げる事項を満たすことが明らかに確認できるものに限り、共催又は後援をするものとする。</p> <p>(1) 行事の内容が教育、学術、文化及びスポーツの普及向上に寄与するものであること。</p> <p>(2) 公益性のあるもので営利を目的としないものであること。</p> <p>(3) 政治活動又は宗教活動と認められないものであること。</p> <p>(4) 参加者等の参集予定範囲が市内全域又はそれ以上であること。</p> <p>(5) 入場料、参加料、出品料等の経費を主催者が徴収するものについては、その経費の算出等について配慮がなされており、営利事業的なものでないこと。</p> <p>(6) 団体内の親睦等が主たる目的ではないこと。</p> <p>(教育長の専決範囲)</p> <p>第4条 後援の承認について、教育長が専決できる行事は次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 前条第1項に規定する行事</p> <p>(2) 過去に教育委員会が承認した行事(団体又は行事が、前条第2項の規定を満たしているか判断し難いものは除く。)</p>			

学校教育課 共催・後援台帳(令和5年度9月定例会専決事項)

件名	申請者	主催者	種別	申請理由	申請日	開催日	専決	理由	承認	承認(専決)日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R4	R3	R2	所管課意見
信州安曇野 食の感謝祭	信州安曇野新そばと食の感謝祭実行委員会 (代表:高橋 秀生)	信州安曇野新そばと食の感謝祭実行委員会	後援	広域的に安曇野をPRするイベントであり、他の公的機関と共同し実行委員会を組織し、地域経済の活性化に寄与するため	9月12日	令和5年11月11日(土)、12日(日)	○	過去承認	○	9月19日	穂高神社特設会場	会場内にブースを設け、安曇野のおいしい特産物を再発見していただくことで、新たな安曇野ブランドのさらなる向上を図ることで、コロナ禍により疲弊した地域経済の活性化を図る。さらに、市の友好都市との交流や地球学校の協力を得て、安曇野の魅力を市内外へ広く発信する。	入場料:無料 (ブース内での購置は有料) 子育て世代、子ども、ファミリーをターゲットに、安曇野ブース、特設ブース(クラウドファンディング等)、イベント体験、商品販売等)、イベント体験、子ども向け体験・講座を開催する。	-	-	-	基準第3条第2項及び基準第4条第2号により可、令和元年度まで例年承認した経緯あり。
安曇野の子どもを語る会	安曇野市教育会 (代表:松下 玲)	安曇野市教育会	後援	市教育委員会の後援により、安曇野市の子どもたちの健全育成をめざし、様々な立場で情報・意見交換をして連携を取り合っていくため	9月11日	令和5年11月11日(土) 9:00~12:00	○	過去承認	○	9月19日	安曇野教育文化会館	「青少年の健全育成をはかっていくために、学校・各団体・諸機関が連携を取りながら、学校・家庭・地域の教育力をどう高めていっていかよいか」について考え合う機会とする。	参加費なし 討論のテーマ 「地域を愛し、たくましく生き抜く安曇野市の子どもを育てるには～産学官一体となったキャリア教育の推進～」	-	○	○	基準第3条第2項及び基準第4条第2号により可

教育部生涯学習課共催・後援台帳(令和5年度9月定例会専決事項)

件名	申請者	主催者(団体)	種別	申請理由	申請日	開催日	専決	理由	承認	承認(専決)日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R4	R3	R2	所管課意見	備考
2023 ダブルス・チームカップ長野県大会	安曇野卓球連盟 会長 小野 樹佳	長野県卓球連盟 (主管理)安曇野卓球連盟	後援	安曇野市で開催するスポーツ振興事業として必要	9月6日	2023(令和5)年10月1日(日)	○	過去承認		9月7日	穂高総合体育館	長野県卓球連盟からの依頼を受け、ダブルス団体戦を行い、チーム間の交流と選手の技術向上を図る。	3チームまたは4チームによる第一ラウンド戦の後、各ブロック同一順位同士による決勝トーナメントを行う。 参加予定者:約30チーム(150人) 参加料:ダブルス1チーム(3~4人)4,500円	-	-	-	基準第3条第2項及び第4条第2号により可	令和5年に実施。市教育委員会の後援有り
第44回穂高ソフトテニス協会長杯争奪ソフトテニス大会	穂高ソフトテニス協会 日井 敏夫	穂高ソフトテニス協会	後援	ジュニアの部は、安曇野市内の小中学生のレベルアップ・健全育成のために重要な大会です。	9月12日	令和5年10月8日(日)・9日(月) 8:00~18:00	○	過去承認		9月15日	穂高総合体育館、穂高東中学校2コート	ソフトテニスを通して体力の向上・相互の親睦をはかり、活力あふれる健康で生き生きとした生活の実現に寄与するため	競技種目:ダブルス(一般男女の部)、ジュニア男女の部) 競技方法:予選リーグ戦、決勝トーナメント戦 参加料:種目ダブルス 1人当たり一般1,500円、小中学生700円	-	-	-	基準第3条第2項及び第4条第2号により可	令和5年まで実施。市教育委員会の後援有り 令和2、3、4年はコロナにより中止
2023年松本友の会安曇野支部家事と家計の講習会	松本友の会 総リーダー 降旗 蓮子	松本友の会	後援	人生100年時代をむかえ、如何に健康でいきいきと生きるか、そのための知恵を育むことになりませう。昨年度の講習会で地域の皆様から要望がありました。健康をテーマに共に学び合います。	9月14日	令和5年11月18日(土)午前10:00~12:00	○	過去承認		9月15日	豊科公民館 大会議室	健康でいきいきと生活するために、タンパク質20gの朝食作りを知り、予算のある家計簿を紹介し、家庭や社会が豊かになることを目的としています。	健康でいきいきと、朝タンパク質が大切なのが、朝たん20gのメニューの紹介 身近なところからSDGsへ テーマたわし、ミソロウラップ、 編帽子を使った料理 予算のある家計簿の講習	○	-	-	基準第3条第2項及び第4条第2号により可	令和5年まで毎年実施。市教育委員会の後援有り 令和2、3年はコロナにより中止
第59回長野県県杯争奪穂高卓球大会	安曇野市穂高卓球クラブ 浅川 尚昭	安曇野市スポーツ協会 生涯スポーツサークル連合 (安曇野市穂高卓球クラブ)	後援	教育、文化及びスポーツの普及向上によるよ	8月25日	令和5年9月24日(日)	○	過去承認		決裁中	穂高会館アリーナ	地域文化体育活動に健全な地域社会の発展及び地域の活性化と愛好家の底辺拡大	小学生から一般までの男女団体戦を行い、フロウ1位のトーナメント戦 予定者人数:県内より約600人予定 一般団体、ジュニア団体、各1チーム4,000円	-	-	-	基準第3条第2項及び第4条第2号により可	令和5年に実施。市教育委員会の後援有り

教育部 文化課 文化課 共催・後援台帳 (令和5年度 9月定例会報告事項)

件名	申請者	主催者 (団体)	種別	申請理由	申請日	開催日	専決	理由	承認	承認(専決)日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R4	R3	R2	所管課 意見
第59回彫刻展	彫刻展の会 山崎亨	彫刻展の会	後援	出品者の多くが安曇野市在住者で、そのほとんどが60歳以上である。市の進める生涯学習・芸術文化振興に寄与し、後援をいただくことで制作者が自己研鑽に励むため。	8月16日	令和5年11月10日(金)～11月12日(日)	○	過去承認	○	8月25日	燧山公園研成ホール	第59回彫刻展として自己研鑽による彫刻作品を展示・発表することにより、地域の芸術文化の振興・発展に寄与する。	彫刻・立体作品・デジタル作品等の展示発表。(約50点) 入場無料	○	○	-	基準第3条第2項及び第4条2号により可
第35回ヴァイオリン演奏会	うしやまヴァイオリンスクワール 牛山孝介	うしやまヴァイオリンスクワール	後援	安曇野市内の教室に通う生徒も参加するため、市内の方々の多くの方に発表の機会を譲っていただきたい。	8月18日	令和5年11月25日(土)	○	過去承認	○	8月31日	松本市音楽文化ホール	日頃の練習の成果を発表する機会としたい。	ヴァイオリンスクワールに通う生徒約150名によるヴァイオリンとピアノの発表会。 入場無料	H30年度に承認あり			基準第3条第2項及び第4条2号により可
ほのぼの力作展	(一財)長野県文化振興事業団 キッセイ文化ホール 館長 金井貞徳	(一財)長野県文化振興事業団	後援	安曇野市内の小中学生も参加するため、市内の方々の多くの方に見ていただきたい。広く報周知をしたいため。	8月14日	令和6年2月16日(金)～2月18日(日)	○	過去承認	○	8月31日	キッセイ文化ホール(松本市文化会館)	日頃、造形活動に取り組んでいる養護学校や特別支援学校の児童・生徒及び社会福祉施設、授産施設の入通使用者の作品を多くの方々に鑑賞していただく事で、芸術文化の振興を図り、創作活動を奨励する。	中信地区を中心とする特別支援学校及び小・中学校の特別支援学級の児童・生徒、並びに社会福祉施設(授産施設)の入通使用者の皆さんの絵画、陶芸、手芸、立体作品等の展示。	○	○	○	基準第3条第2項及び第4条2号により可
市民天体観望会「月と土星と木星」	フォーマルハウト(大町エネルギー博物館)の会 会長 梅田敏男	フォーマルハウト(大町エネルギー博物館)の会	後援	市内の会場で行う事業であり、天体について学ぶことで文化の振興に寄与するため、多くの市民に周知したい。	9月11日	令和5年10月21日(土)	○	過去承認	○	9月13日	豊科近代美術館前	天体望遠鏡を用いて、月、土星、木星などをみわけていただき、秋の星座をご案内する。	天体観望会、天体教室を実施する。 参加費無料	○	-	-	基準第3条第2項及び第4条2号により可

子ども家庭支援課 共催・後援台帳(令和5年度9月定例会専決報告事項)

件名	申請者	主催者	種別	申請理由	申請日	開催日	専決	理由	承認	承認(専決)日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R4	R3	R2	所管課 意見
あづみのガールスカウトハロウィンKID'S	ガールスカウト長野県第38団 団委員長 小林 昭子	一般社団法人 ガールスカウト長野県第38団	後援	安曇野の子供たちと共に、遊びの場と企画・準備の場を提供し、体験活動を通して青少年の健全育成の一助としたため後援をいただきたい。	9月15日	令和5年10月22日(日)、10月28日(土)	○	過去承認	○	9月20日	豊科商工会館	安曇野の子供たちが自分たちで遊びを企画・準備・実施する場を提供すると共に、地元・地元のお店前を巡ることで、地域交流・異世代交流の場も提供される。	自分たちで作るハロウィンパーティー。10/22は準備の日、衣装作りやクラフトの準備、ゲームの練習などをす。10/28はパーティー当日。仮装コンテスト、くもの巣的当てゲーム、クラフトおぼけステッキ、商店街ハレードをする。	○	-	-	基準部第2項及び第4条第2号により可



# 報告第6号

## 令和5年度 事業進捗状況報告（懸案事項等）

## <学校教育課>

学校教育担当  
教育指導室  
学校庶務担当

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
就学時健診業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>○令和6年度の就学時健康診断 ・9/13 【眼科事前】西穂高認定こども園</li> <li>○就学時健康診断に係る準備 (保護者宛通知発送、打合せ)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○令和6年度の就学時健康診断 ・10/5 穂高北・明南・明北小 ・10/12 穂高南・穂高西小 ※以上穂高会館合同実施</li> <li>・10/19 【眼科事前】堀金認定こども園</li> <li>・10/25 豊科北小</li> <li>○就学時健康診断に係る準備 ・(保護者宛通知発送、打合せ)</li> </ul>
就学援助事務	<ul style="list-style-type: none"> <li>○特別支援教育就学奨励費 ・申請受付 ・認定審査</li> <li>○就学援助費 ・前期支払に係る調査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○就学援助 ・調査に基づく支給額等変更 ・前期分支払い</li> <li>○特別支援教育就学奨励費 ・前期支払に係る調査 ・調査に基づく支給額等変更</li> </ul>
GIGA スクール	<ul style="list-style-type: none"> <li>○活用支援 ・各学校の授業支援や教員向け研修等を実施</li> <li>○情報モラル 各校において、情報モラルに関する講演会を開催 (5/30～2/16 予定)</li> <li>○ICT 教育推進委員会 穂高西中学校での公開授業、委員会開催 (9/22)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○活用支援 ・授業支援、教職員向け研修</li> <li>○ICT 教育推進委員会 ・穂高東中学校での公開授業、委員会開催 (10/13)</li> </ul>
安曇野市 コミュニティスクール事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校運営協議会運営支援</li> <li>○地域学校協働本部連絡会 ・9/13 三郷地域</li> <li>○堀金地域教育関係者連絡会 ・9/15</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域学校協働本部連絡会</li> <li>○朗人大学連携事業 10/23・24 豊科南中 10/13 明北小</li> </ul>
学校安全支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校安全総合支援事業 ・8/31 豊科南中学校 避難訓練及び引き渡し訓練、実践委員会</li> <li>・9/11 穂高東中学校 地域と連携した防災訓練</li> <li>○交通事故0「ゼロ」プロジェクト ・実施期間 9/21～11/20</li> <li>○安曇野市交通安全推進協議会 ・9/28 第1回協議会議</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校安全総合支援事業 ・10/23 三郷中学校 防災訓練 学校防災アドバイザー派遣</li> </ul>

小規模特認校制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>○小規模特認校制度説明会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・8/30 明科南認定こども園保護者</li> <li>・8/31 明科北認定こども園保護者</li> </ul> </li> <li>○学校通学区区域審議会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・9/28 第1回審議会</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○小規模特認校制度意見交換会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・10/10、10/23、11/7 明北小学校保護者</li> </ul> </li> <li>○明科地域園長・校長連携会議 <ul style="list-style-type: none"> <li>・10/12 第2回連携会議</li> </ul> </li> <li>○学校通学区区域審議会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・11月 第2回審議会（調整中）</li> </ul> </li> </ul>
不登校支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○教育施設連携促進コーディネーターの活動状況（運動支援中の怪我のため、学校教育課担当職員の代理訪問も含む） <ul style="list-style-type: none"> <li>・民間施設等訪問件数 9件</li> <li>・学校訪問による民間施設等を利用する児童生徒の状況把握、情報交換 10校</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市内の施設の定期訪問を開始</li> <li>○市外にて不登校支援等を実施する施設にも随時訪問</li> </ul>
中学生議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○日時 <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和5年11月23日（木・祝日）</li> <li>・午後1時から午後4時20分</li> </ul> </li> <li>○場所 <ul style="list-style-type: none"> <li>・安曇野市役所本庁舎3階 議場</li> </ul> </li> <li>○概要 <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内中学校から4チーム（公募）</li> <li>・授業で行ってきた研究の発表と市への提言を行う。</li> <li>・文化祭での映像や写真を使った発表を議会でも行えるようにする。ただし、質問（提言部分）は口頭で行う。</li> </ul> </li> </ul>	
広島平和記念式典参加事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○事業概要 <p>市の平和学習として実施。本年度で10回目となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・7/8 事前説明会、第1回学習会</li> <li>・8/5～6 広島平和記念式典参加</li> <li>・8/19 第2回学習会</li> <li>・9/2 第3回学習会、平和学習成果発表会</li> </ul> </li> <li>○参加者 <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内7校の中学生14人</li> <li>・松本大学生3人（学習サポート）</li> </ul> </li> </ul>	
三郷小学校 長寿命化改良工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>○工事概要 <ul style="list-style-type: none"> <li>・躯体：外壁、内装の塗装、及び屋根の保護対策工事</li> <li>・機械設備：給排水設備更新、電気設備更新</li> <li>・省エネルギー対策：複層窓の導入、LED照明の更新</li> <li>・その他：教室配置の見直し、建具改修</li> </ul> </li> <li>○工事期間及び対象校舎 <ul style="list-style-type: none"> <li>・工期：令和5年9月から令和8年2月（R5年度～7年度）</li> <li>・令和5年度（Ⅰ期工事）特別教室棟</li> <li>・令和6年度（Ⅱ期工事）3・4年生棟、図書館ほか</li> <li>・令和7年度（Ⅲ期工事）1・6年生棟、職員室ほか</li> </ul> </li> <li>○その他 <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事中は仮設校舎を校庭北側に2棟設置する。</li> </ul> </li> </ul>	

令和5年度 事業進捗状況報告（懸案事項等）

<学校給食課>

学校給食担当

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
給食センター総務費	○「中村屋カレーの日」 9月1日（金）全ての市内小中学校に中村屋のレシピによるチキンカレーを提供	わさびコロッケ新キャラクター」 採用作品応募者表彰式 令和5年10月11日（水） 受賞者 穂高北小学校2年小林美優菜さん 穂高東中学校3年藤尾 有那さん
学校給食費会計公会計事業	○令和5年度給食費口座振替4期目再振（9月15日） ○令和5年度給食費口座振替5期（10月2日）	○滞納整理の実施
各給食センター管理運営事業	○所管する学校へ安心して安全なおいしい給食を提供できるように、施設及び調理環境の整備の実施	
堀金給食センター設備更新事業	○令和5年度堀金学校給食センター設備更新事業厨房機器等更新工事 ・9月5日入札により落札、仮契約 ・9月22の議会本会議提出、可決、契約。	○更新工事期間 令和5年9月22日～令和6年9月4日

# 令和5年度 事業進捗状況報告（懸案事項等）

## <生涯学習課>

社会教育係

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
生涯学習講座事業 市民大学講座（信州大学連携事業）豊科交流学习センター「きぼう」  安曇野アカデミー 穂高交流学习センター「みらい」	・8/17～9/14 の毎週木曜日に全5回開催し、延べ194人の方が受講された。なお、9名の方が全5回を受講。  本年度のテーマは長編大河小説「安曇野」 10/26（木）第1回目開催 ※定員70人	第2回：11/9、第3回：11/16 第4回：11/30、第5回：12/10
学校開放講座	・10/7（土）穂高商業高等学校「初歩から学ぶ日商簿記3級取得を目指して」 ・10/17（火）明科高等学校「ボールパークであそぼう！」 ・10/21（土）南安曇農業高等学校「青空と緑の中で」	
日本語教室  安曇野市オンラインモデル日本語教室 ※長野県事業	・豊科 10月1・15・22・29日（日） ・穂高 10月7・14・21日（土） ・三郷 10月7・14・21・28日（土） ・明科 10月4・11・18・25日（水）  ・9/28～R6.2/22 毎週木曜日 19：00～20：30 ※全15回実施、Z o o m使用	
中央公民館事業 第2回総合芸術展実行委員会 安曇野市コミュニティ・スクール 研修会	10/10（火）13：30～15：00 議室307 10/17（火）14：00～16：00 豊科公民館 ※5地域合同で講義とグループワークを実施	

## 豊科生涯学習係

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
豊科公民館事業 ○豊科の宝講座「見えない宝・地下水のはなし」 ○とよしな de ロゲイニング2023（運動会代替事業） ○スマホ講座「スマホを便利に楽しく使おう」 ○文化祭菊花展 ○文化祭一般作品展示	・10/4（水）13：30  ・10/15（日）8：30  ・10/17（火）9：30  ・10/26（木）～11/3（金）※10/26 審査会 ・10/27（木）～10/29（日）	

## 穂高生涯学習係

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
穂高公民館事業 ○秋の乗鞍高原滝巡り ○水彩画教室④ ○古文書公開講座 ○穂高文化祭 （カラオケ大会・芸能まつり）	・10/13（金）6：20～17：00 ・10/13（金）13：30～16：00 ・10/18（水）13：30～15：00 ・10/27（金）～10/29（日）	

### 三郷生涯学習係

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
三郷公民館事業 ○健康長寿講座 これからの人生教室 ○文化産業展 ○三郷地域市民運動会 ○教養講座 自然教室⑥ 植物の知恵 ○ふれあいコンサート ○菊花展	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 10/5(木)13:30～15:00</li> <li>・ 10/13(金)～10/15(日)</li> <li>・ 10/22(日)8:30～11:30</li> <li>・ 10/26(木)13:30～15:30</li> <li>・ 10/28(土)9:00～11:30</li> <li>・ 10/30(月)～11/6(月)</li> </ul>	

### 堀金生涯学習係

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
堀金公民館事業 ○拾ヶ堰クリーン大作戦 ○堀金地域市民運動会 ○お宝発講座「堀金村の戦争」 ○堀金文化祭（作品展） ○堀金文化祭（芸能発表会）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 10/4(水)9:30～11:30、堀金小周辺</li> <li>・ 10/15(日)9:00～12:00、堀金小学校校庭</li> <li>・ 10/16(月)19:00～</li> <li>・ 10/27(金)9:00～、堀金総合体育館</li> <li>・ 10/28(土)11:30～、堀金総合体育館</li> </ul>	

### 明科生涯学習係

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
明科公民館事業 ○明科地域の寺院の沿革 ○岩洲山ウォーキング ○干し柿づくり講座 ○明科地域の神社の沿革 ○10月いいまちサロン 「平和を願う集い」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 10/12(木)10:00～11:30</li> <li>・ 10/19(木)9:00～15:00</li> <li>・ 10/26(木)9:30～正午</li> <li>・ 10/30(木)10:00～11:30</li> <li>・ 10/31(火)13:30～15:00</li> </ul>	

令和5年度事業進捗状況報告(懸案事項等)

〈文化課〉

文化振興担当

芸術教育普及事業

事業	現 況	今後の取り組み 備 考
安曇野市美術館博物館連携事業	令和5年度 美術館博物館年間予定表 小中学生を同伴した保護者の入館料を無料とするパスポートの発行(全児童・生徒へ配布) 7月利用者数：60人、 8月利用者数：217人	
東京藝術大学交流事業	楽器演奏指導：8月8日(火)明科中 23人参加 8月9日(水) 豊科北中 27人参加 コンサート：8月9日(水)、穂高会館 来場者200人	10月 リーダーズバンド こども病院の病院祭出演
0歳からのミニコンサート	第2回 10月27日(金) 永井知可子・宮下絵美ピアノ連弾 きぼう、 幼児連れコンサート	
地域創造おんかつ事業	パーカッションデュオ「カメハ」によるコンサート及び学校等へのアウトリーチ 10月20日(金)午前 明北小学校 午後 フリースクールひかりの学校 10月21日(土)午前 穂高幼稚園 10月22日(日)午前 コン서트(みらい)	
東京藝大・長野県連携協定事業 安曇野アーティスト・イン・レジデンス	東京藝術大学出身の3人のアーティストによる滞在制作 鈴木希果(陶芸)・臼井仁美(木工) ・及川春菜(ガラス) 9月16日(土) 臼井仁美 木工ワークショップ(年輪スタンプ作り) 鐘の鳴る丘集会所 10月7日(土)～19日(木) 制作作品展示 みらい	10月8日(日) 及川春菜 ガラス×キャンドル作品制作講座 みらい
京都芸術大学によるアーティスト・イン・レジデンス	京都芸術大学大学院生12人による滞在制作・ワークショップ・展示 豊科北中美術部員対象ワークショップ (地域食材アート、微生物と粘土で造形 等) 8月5日(土)～7日(月) 30人参加 展示 9月17日(日)～24日(日) みらい、豊科近代美術館、高橋節郎記念美術館、鐘の鳴る丘集会所、市役所本庁舎ロビー	冬季展示 1月～2月予定

熊井啓顕彰事業	熊井啓監督作品上映会 「ひかりごけ」 9月23日(土) 豊科公民館	定期上映会 1月17日予定
ミュージアム活性化事業(安曇野市美術館博物館連携事業)	無料開館:9月30日(土)、10月1日(日) 学校ミュージアム 豊科北中学校10月5日(木)~24日(火) 豊科南中学校10月18日(水) 豊科東小学校11月28日(火) 三郷中学校11月30日(木) ギャラリートークリレー:10月21日(土) ~11月5日(日)	学校ミュージアム 穂高幼稚園12月18日(月)、 穂高東中学校1月予定 美術館博物館職員等研修会 10月頃:対話型鑑賞 12月頃:修復

### 文化振興総務費

事業	現 況	今後の取り組み備考
博物館協議会	令和5年度第2回 10月12日(木) きぼう多目的交流ホール	

### 文化団体補助事業

事業	現 況	今後の取り組み備考
信州安曇野薪能 主催 実行委員会	第32回信州安曇野薪能 期日 8月19日(土) 会場 龍門淵公園 464人来場 演目 舞囃子「高砂」、能「半蔀」、狂言「棒縛」、半能「善界」	
「安曇野文化」刊行 主催 刊行委員会	第3回編集委員会 10月17日(火)	
ちくに生きものみらい基金充当事業	8月25日(金) 穂高北小学校2年 9月7日(木) 豊科東小学校 9月7日(木)、8日(金) 穂高西小学校 9月11日(月) 三郷小学校	

### 指定管理施設の事業

事業	現 況	今後の取り組み備考
豊科近代美術館	生誕130周年記念 宮芳平展(9/8~10/9)	
田淵行男記念館	常設展示「黒の造形」(6/27~10/15)	常設展示「天然色の世界」(10/17~2/12)
高橋節郎記念美術館	開館20周年記念特別展 あなたの節郎(9/14~12/10)	
穂高陶芸会館 飯沼飛行士記念館	常設展示	

豊科交流学習センター きぼう	貸館事業	
-------------------	------	--

博物館担当

郷土博物館事業

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み 備考
講座等	(夏季企画展「古代中世の墓を覗く」関連講座) ・講座「古代・中世の墓は何を語るのか」 期日：9月2日(土)参加者：39人 ・現地見学会「黄泉の国を覗いてみよう」 期日：9月16日(土)	

貞享義民記念館事業

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み 備考
企画展示等	・「シルバーカフェ作品展」 会期：9月2日(土)～9月10日(日)参加者：168人 ・「白鳥写真展」 会期：9月15日(金)～9月24日(日)	・「加助伝説」(自主企画展) 9月30日(土) ～10月29日(日)
講座等		(自主企画展関連) ・講演会「加助が傾けた松本城」 10月15日(日)

文書館事業

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み 備考
重要文書等収集・ 整理	公開資料点数 公文書 49,903点、地域資料 50,182点 (8月末現在) (8月新規点数/公文書 248点、地域資料 0点)	
企画展示等	・後期企画展 開館5周年記念「受け継がれる地域資料」 会期：9月14日(木)～12月28日(木)	
講座等	(後期企画展関連企画) ・講座「里山の観音信仰 —古文書にみる栗尾山満願寺の心象風景—」 期日：9月24日(日)	・古文書講座 期日：10月2日、16日、 30日、11月13日 (各月曜日)
市誌編さん	・安曇野市誌編さん専門調査会(民俗部会) 期日：9月25日(月)	・安曇野市誌編さん専門調査会(民俗部会) 期日：11月20日(予定)

## 文化財保護係

## 文化財保護・保全事業

事業（懸案事項）	特記事項	今後の取り組み
安曇野市文化財保存活用地域計画	・安曇野市文化財保存活用地域計画策定支援業務委託公募型プロポーザル開催（8月23日） ・第1回 安曇野市文化財保存活用地域計画策定協議会開催（10月24日）	所有者・管理者等の高齢化が懸念される。実情に合わせた要綱を改正に向け研究準備

## 埋蔵文化財発掘調査事業

事業（懸案事項）	特記事項	今後の取り組み
開発事業（公共事業含む）に対する埋蔵文化財等の保護協議	○周知の埋蔵文化財の照会件数 49 件（8 月度） ○開発事業に対する立ち合い等件数 13 件（8 月度）	古殿屋敷遺跡発掘調査（9/4 開始～） 明科廃寺発掘調査（再協議）

## 図書館係

## 図書館事業

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
全館展示	「みんなのできる SDG s の取り組み」 期間：9月30日（土）～10月26日（木） 場所：市内公共図書館5館	
三郷図書館 図書館講座②	「ブリザーブドフラワーアレンジメント」 期日：10月7日（土） 場所：ゆりのき	
中央図書館 映画上映会	『アストロボーイ 鉄腕アトム／るんは風の中』 期日：10月13日（金） 場所：みらい	
明科図書館 ひまわり講座①	「オリジナルブックスタンドを作ろう！」 期日：10月14日（土） 場所：ひまわり	
豊科図書館 秋の映画上映会	「ゴヤの名作と優しいどろぼう」 期日：10月15日（日） 場所：きぼう	
堀金図書館 わくわく講座	「ふうせんであそぼう～いろんな風船と絵本～」 期日：10月15日（日） 場所：堀金公民館	
第2回 図書館協議会	期日：10月17日（火） 場所：みらい 令和5年度安曇野市図書館事業進捗状況 等	

# 令和5年度事業進捗状況報告（懸案事項等） 《子ども家庭支援課》

## 子ども子育て政策係

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
子ども・子育て支援事業	第3次子ども・子育て支援事業計画策定支援業務委託事業者 第2次（プロポーザル）審査 9月27日（水）	
児童クラブ整備事業	教室改修工事等の進行状況 <ul style="list-style-type: none"> <li>・豊科北 PC 教室改修 工事中</li> <li>・穂高南 児童会室改修 設計中</li> <li>・穂高西 被服室改修 工事中</li> <li>・堀金 児童館改修 工事中</li> <li>・明北 PC 教室改修 工事中</li> <li>・三郷 被服室改修 設計発注予定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・改修工事 予定期間8月～1月</li> <li>・設計 予定期間8月～10月</li> <li>・改修工事 予定期間8月～2月</li> <li>・改修工事 予定期間6月～12月</li> <li>・改修工事 予定期間6月～11月</li> </ul> <b>【その他】</b> 豊科南、豊科東、三郷は、学校・関係機関等と調整中
黒沢洞合自然公園整備事業	基本設計の検討 <ul style="list-style-type: none"> <li>・第3回洞合自然公園整備検討委員会 9月19日（火）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本計画（案）住民説明会 10月1日 三郷公民館講堂</li> <li>・第4回洞合自然公園整備検討委員会 10月23日（月）</li> </ul>
安曇野自然保育ブランディング事業		<ul style="list-style-type: none"> <li>・園庭ミニ田んぼ稲刈り（有明あおぞら認定こども園） 10月2日（月）（三郷南部認定こども園ほか8園） 10月上旬から中旬</li> </ul>
地域子育て支援事業実施支援補助金事業		<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助金募集開始 10月2日～11月10日</li> </ul>

## 児童青少年係

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
青少年センター		<ul style="list-style-type: none"> <li>・センターだより発行 10月18日</li> <li>・第3回青少年センター運営委員会 10月27日（予定）</li> </ul>
青少年体験事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども文化祭出展者募集受付 9月20日（水）～10月4日（水）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども文化祭ステージ発表代表者会議 10月18日（土）</li> <li>・親子プログラミング教室 10月21日（土）、22日（日）、28日（土）、29日（日）</li> </ul>
子ども会育成会		<ul style="list-style-type: none"> <li>・松本地方子ども会育成連絡会 安全講習会・育成者講習会 9月30日（土）</li> <li>・第3回子ども会育成会連合会常任委員会 10月5日（木）</li> </ul>
わいわいランド	<ul style="list-style-type: none"> <li>・放課後子ども総合プラン運営委員会（毎週水曜日に活動） 9月29日（金）</li> </ul>	
児童館・児童クラブ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和6年度児童クラブ入所申請案内（窓口、各児童クラブ、市HP） 9月1日～</li> <li>・令和6年度児童クラブ申請受付 9月20日（水）～10月20日（金）</li> </ul>	

## 子育て給付係

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
「令和5年度子育て世帯生活支援特別給付金（市独自分）」支給開始	<p>「令和5年度子育て世帯生活支援特別給付金（市独自分）」：市独自給付金（2万円/人）の追加支給を開始。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支給対象者「R5 子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分・その他世帯分）」受給者</li> <li>・対象児童数 約1,800人</li> </ul>	<p>「R5 子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）」5月末支給対象者：対象児童数 約780人から支給開始。</p> <p>「その他世帯分」「申請支給世帯分」と順次支給予定。</p>

## 子ども家庭相談担当

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
<p><b>【子ども発達支援相談室】</b></p> <p>○遊びの教室 （体・知覚・社会性を育てる手助けをする。こあら：1歳児 いるか：2歳児）</p> <p>○「親子であっぶつぶ」 （子どもの発達を助け、子どもとの関わりに困難を抱えている保護者向け個別相談）</p> <p>○はいはいたちの相談日 （乳幼児期の運動発達の躓きについて、早期支援を行う）</p> <p>○ことばの相談日 （言語発達の躓きについて、初期の相談窓口として課題の改善、緩和を目指す。）</p> <p>○「親子で遊ぼう」R5.8月より （乳児期からの遊びを通じ、健やかな成長を支援する教室）</p> <p>○ソーシャルスキルプログラム学習会 （認定子ども園等の保護者に対し、子育てのヒントを学ぶ学習会）</p>	<p>○遊びの教室 9月は5回実施 こあら穂高（9/11、9/26） こあら堀金（9/4、9/25） いるか穂高（9/12）</p> <p>○「親子であっぶつぶ」 9月は4回実施 （9/6、9/13、9/20、9/27）</p> <p>○はいはいたちの相談日 9月は2回実施 （9/8、9/22）</p> <p>○ことばの相談日 9月は2回実施 （9/7、9/21）</p> <p>○親子で遊ぼう 9月は1回実施 （9/19）</p> <p>○ソーシャルスキルプログラム学習会 9月は2回実施 （9/15、9/22）</p>	<p>○遊びの教室 10月は8回の実施を予定</p> <p>○親子であっぶつぶ 10月は4回の実施を予定</p> <p>○はいはいたちの相談日 10月は2回の実施を予定</p> <p>○ことばの相談日 10月は2回の実施を予定</p> <p>○親子で遊ぼう 10月は1回の実施を予定</p> <p>○ソーシャルスキルプログラム学習会 10月は2回の実施を予定</p>

## 令和5年度事業進捗状況報告（懸案事項等） 《こども園幼稚園課》

### 保育幼稚園担当

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
三郷東部認定こども園建設事業	造成工事工期 令和5年9月11日から令和6年3月11日 10月頃から工事に着手	園舎建設工事発注 令和5年12月頃予定 開園 令和7年夏頃予定
上川手認定こども園改修事業	工事期間 令和5年6月19日から令和6年3月13日 順調に進んでいる。	
西徳高認定こども園改修事業	工事期間 令和5年6月28日から令和6年3月18日 順調に進んでいる。	

<b>報告第9号</b>	教育部 学校教育課
令和5年9月29日提出	(課長)藤澤 一渡 (担当)高橋 満

タイトル	教育委員会委員の任命に係る議会同意について
報告を要する事項	教育委員会委員の任命に係る議会同意についての報告
要旨	横内理恵子委員(任期:令和5年11月8日まで)の任期満了に伴い、後任委員について安曇野市議会令和5年9月定例会で同意を得たもの。
説明	<p>1 後任委員</p> <p>(1) 氏名 川北 久美</p> <p>(2) 任期 令和5年11月9日から令和9年11月8日まで</p> <p>2 経緯</p> <p>令和5年9月22日 議案提出(第97号)</p> <p>同日 原案可決</p> <p>3 根拠規程</p> <p>○地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)</p> <p>(任命)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化(以下単に「教育」という。)に関し識見を有する者のうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。</p> <p>5 地方公共団体の長は、第2項の規定による委員の任命にあたっては、委員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮するとともに、委員の内に保護者(親権を行う者及び未成年後見人をいう。第47条の5第2項において同じ。)である者が含まれるようにしなければならない。</p>